

仕 様 書

1 業務名称

令和6年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 目的

大阪市では、平成24年度に策定した「市政改革プラン」以降推進してきたニア・イズ・ベターについて、今後、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、より一層徹底させる必要がある。地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援を行っている。

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっている。拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進する。

生野区においては、高齢化に伴う人口減少が大阪市内でも特に顕著であり、また多種多様な外国人住民が居住する特性もあることから、子育て世帯の定住化や多文化共生を最重要課題として位置づけ、安全・安心なまちづくりに取り組むこととしている。

そこで、生野区のめざすべきまちづくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の自律運営に取り組む地域を本市として積極的に支援することとしている。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かし、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要である。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

3 委託者

大阪市生野区（以下、「区役所」という。）

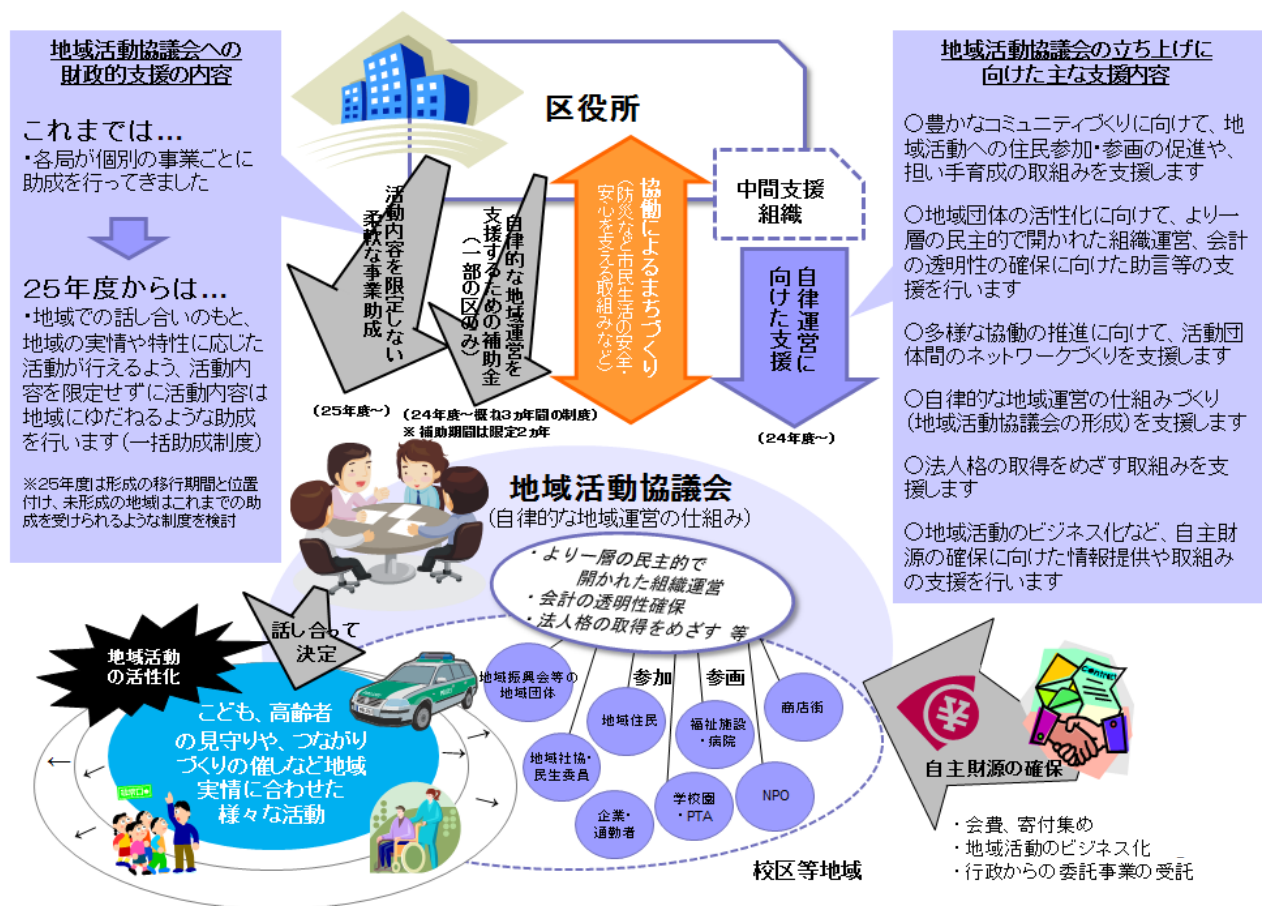
4 業務概要

大阪市生野区における新たな地域コミュニティ支援業務

- ・ 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務
- ・ 地域の実情に応じて、地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言等

(参考)

市民による自律的な地域運営の実現(イメージ)

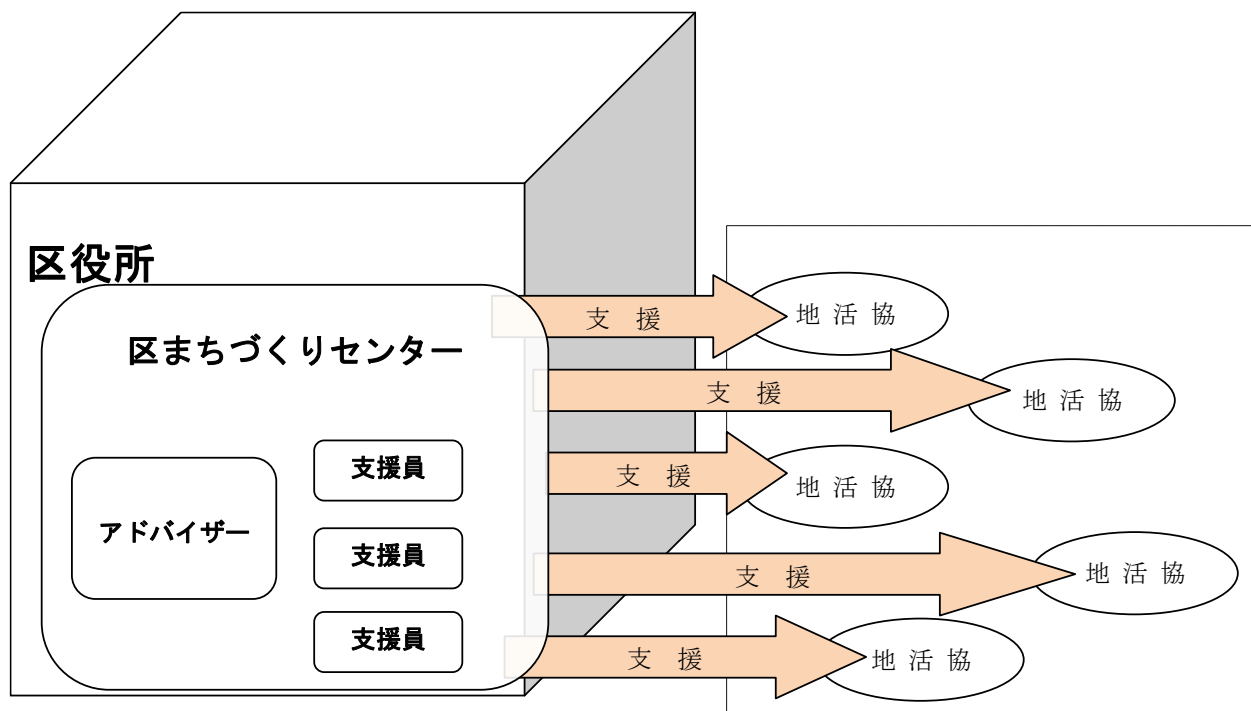


5 体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置（以下、「生野区まちづくりセンター」という。）したうえで、「地域まちづくり支援員」等をできる限り常駐させること。仕様書に記載している「生野区の課題・実情等」を参考に、多文化共生や子育て等、重点的に取り組むべき課題を明らかにしたうえで、地域等に

出向き、下記「6 業務内容」に記載の業務を行わせる。なお、「生野区まちづくりセンター」には、3名以上の「地域まちづくり支援員」を配置すること。

中間支援組織のイメージ図



(1) 生野区まちづくりセンターの設置

「生野区まちづくりセンター」を生野区に設置し、令和6年4月1日から「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」を配置する。細目については、以下ア～キのとおりとする。

ア 開設場所は、区役所が提供する区役所庁舎内とし、令和6年4月1日からの開所日は週5日とする。（開所時間は開庁時間内で区役所と調整すること。ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

なお、中古の事務机と事務椅子は、区役所で無償提供するが、業務に必要な電話代・プロバイダ料等の通信費等及び区役所庁舎使用に伴う光熱水費の実費については必要となる。

イ 「生野区まちづくりセンター」には、できる限り1名以上を常駐させ（やむをえず不在となる場合も、区役所と連絡がとれる体制を維持すること）、地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。

ウ 「地域まちづくり支援員」は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者とし、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援業務に従事すること。

また、「地域まちづくり支援員」は、受託者において、多文化共生や子育て支援をはじめとする生野区で重点的に取り組むべき分野に長けた者や地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者を配置したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう、配慮すること。さらに、

当該業務委託における「地域まちづくり支援員」は、その業務において市民に接することが多いため、地域に積極的に出向き、コミュニケーションが円滑にはかれる者を配置すること。

受託者における、「地域まちづくり支援員」の採用や配置等に際しては、生野区の課題解決に適した人材となるよう、事前に区役所と十分協議し、よく調整を行うこと。

エ 受託者は、「地域まちづくり支援員」を総括し、かつ助言・指導を行うため、「生野区まちづくりセンター」に「アドバイザー」を配置することができる。また、「アドバイザー」は必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

オ 「アドバイザー」は、「地域まちづくり支援員」を兼ねることができる。

カ できるだけ多くの支援ができるよう、まちづくりセンターの事業内容を区役所と連携をとりながら広報すること。

キ 「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」に対し、受託者は必要な研修を行うものとする。

(2) 生野区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受託者は、次のとおり、「生野区まちづくりセンター」における業務責任者、地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。また、受託者は、その内容を本契約締結時に、区役所に届け出なければならない。

「生野区まちづくりセンター」の体制

・業務責任者（まちづくり支援員と兼務することはできない）

開庁日の午前9時から午後5時30分までの間は常に連絡がとれ、かつ、区役所からの業務上の依頼に対して、常時対応がとれる体制にある者を「生野区まちづくりセンター」に配置すること。

また、「生野区まちづくりセンター」において、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地域まちづくり支援員を指揮監督するとともに、常に、区役所と連絡が取れる者とする。

・地域まちづくり支援員

業務責任者の指揮監督に従い、下記「6 業務内容」の業務に従事する者。

イ 服務規律等

(ア) 受託者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

(イ) 受託者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(ウ) 受託者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

(エ) 受託者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること（平成18年4月6日付け市民第19号「平成18年度 本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。）。

6 業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

別紙1-1「地域活動協議会のめざす姿」の実現に向け、別紙1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるよう支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、生野区における地域活動協議会の自律運営支援にあたっては、下記の生野区の課題・実情等を念頭に置き、地域ごとの課題やニーズを適切に把握した上で、その地域に合った支援業務を行うものとする。

生野区の課題・実情等			
生野区では平成 25 年3月までに 19 地域すべてで地域活動協議会が設立され、地域活動協議会としての活動は令和6年度で 12 年目を迎える。 現在は多くの地域で自ら地域活動協議会の運営ができる体制が整っているが、時間の経過により地域活動協議会の仕組みや役割についての認識が薄れることのないよう地域における地域活動協議会の理解を深めるための支援が必要となってきた。また、支援がないと基本的な組織運営が困難な地域活動協議会もあり、自律度の地域格差が大きくなることのないよう、安定した運営体制のため地域活動協議会の充実がより一層求められる。 基礎的な運営面以外にも、生野区では広報活動が比較的盛んである。ブログなどインターネットを活用した広報活動が進められており、積極的な広報活動が継続の支援と、コロナ禍での経験を踏まえ、人が集まることなく地域活動協議会の運営を継続させていくための方法も検討していくことが必要である。 また、これまで地域活動協議会は、小学校区を基本に運営されてきたが、学校再編により地域をまたがるような新たな形の取組みや広報活動の検討が必要となっており、地域間の調整も含め連携を図ることが重要である。 生野区では地域活動協議会以外にも、各種団体や NPO 法人、企業等と連携・交流し、地域の課題解決に向けた取組みを行っており、企業等の連携については、徐々に各地域活動協議会で気運が高まりつつあり、交流が増えてきている。 11年間の支援をへて、地域活動協議会によって取組みの進捗状況もさまざまであり、また、地域を取り巻く事情も異なっていることから、今後はそれぞれの状況や地域特性に応じた取組みが行えるよう丁寧で適切な支援がより求められている。 生野区は多文化共生のまちであり、ものづくりのまちでもあり、さまざまな魅力を持ち合わせている。そして、現在もだんじり・地蔵盆など地域伝統行事が大切に守られている下町の良さを残した人情味豊かなまちである。そういった生野区の魅力を掘り起こし、安定的な組織運営のもと、地域活動協議会が多文化共生や子育て支援など将来のまちの活性化につながる取組みができるよう、さらなるステップアップをめざした支援が必要である。			
地域活動協議会の形成等状況	校区等地域名	地域活動協議会形成	状 況 等
	北鶴橋地域	平成24年11月22日 形成済	安定した組織運営ができているが、執行部、事務局の高齢化が見受けられ、世代交代をどのように行っていくかが課題。
	鶴橋地域	平成 25 年3月6日 形成済	担い手の育成、掘り起こしのための事業を実施している。 インターネットの活用については後発的な地域であったが、現在はブログの更新を適宜行うなど、積極的にICTを活用した広報を展開できている。
	御幸森地域	平成 25 年3月18日 形成済	基本的な組織運営において、区役所等の十分な支援が必要であるが、コロナ禍においても工夫して地域行事を行っている。 コリアタウンと昔からの住人の融合とともに地域活動の担い手の拡大が急務となっている。 執行部、事務局の高齢化が見受けられ、世代交代を行い、会計を含む自律した組織運営をどのように行っていくかが課題。また、同じ校区の地域との交流の支援が必要。

勝山地域	平成 24 年 12 月 4 日 形成済	事務局に若手が入っており、またボランティアの参加も多く、地域活動においてそれぞれの役割分担が進んでいる。 総会開催などにおいて、区役所等の十分な支援が必要。自律した組織運営をどのように行っていくかが課題。
東桃谷地域	平成 25 年 1 月 29 日 形成済	小学校の校庭の芝生を活用した事業を展開するなど、常に個性的で新たな事業に取り組んでいる。事業実施とセットで効果的な情報発信も行っている。 また、地域施設(会館)の活用や自主財源の獲得に向け、積極的に取組みを進めている。 新しい事業を実施する際の支援が必要。
舍利寺地域	平成 25 年 3 月 1 日 形成済	安定した組織運営ができています。 他地域と積極的に情報交換するなど、地域の今後を見越した活動を検討している。特に子どもに関する取組みを積極的に実施しており、今後も安定継続的に事業が実施できるよう、各種助成金の情報提供など支援が求められる。
西生野地域	平成 25 年 2 月 16 日 形成済	安定した組織運営ができており、ブログの更新を適宜行うなど、積極的にICTを活用した広報を展開できている。 同じ校区の地域との交流の支援が必要。
生野地域	平成 25 年 2 月 24 日 形成済	比較的若い世代が事業を担うなど、若手が主体的に取組みを進めている。広報活動も盛んであり、その活動の中で新たな担い手を確保している。また、Twitter や Instagram を活用するなど積極的に ICT を活用した広報が展開されている。
田島地域	平成 25 年 3 月 30 日 形成済	基本的な組織運営において、区役所等の十分な支援が必要。 地域活動の担い手の高齢化が見受けられ、地域の運営や会計面を中心に新たな担い手の確保が急務であり、その担い手に丁寧な引き継ぎをしていく必要がある。
生野南地域	平成 24 年 12 月 7 日 形成済	ブログの更新を適宜行うなど積極的に ICT を活用した広報を展開できている。 組織運営に関する事務が一部の人に集中しており、事業にも若手が参加しているが、そういった人をいかに地域活動の運営側として巻き込み、事務を分散していくかが地域としての課題である。
林寺地域	平成 25 年 3 月 8 日 形成済	基本的な組織運営において、区役所等の十分な支援が必要であるが、コロナ禍においても工夫して地域行事を行っている。役員以外も積極的に事業に取り組める体制になっているが、人口の少ない地域であり、地域の規模にあった運営の仕方を模索していく必要はあると考えられる。
中川地域	平成 24 年 12 月 8 日 形成済	安定した組織運営ができており、ブログを活用して頻繁に情報発信も行っている。 コロナ禍において停滞感のある事業運営の支援が必要。

東中川地域	平成 24 年 9 月 25 日 形成済	安定した組織運営ができています。 部会制をひいて事業執行しており、役割分担が進んでいる。 また、担い手の育成、掘り起こしのための事業を実施しており、事務局にも若手が入っている。 特に福祉や高齢者に関する取組みが多く、地域としての明確なビジョンが見える。 他地域と比べても事業数が多く、担い手の拡大をどのように行っていくかが課題。
小路地域	平成 25 年 3 月 11 日 形成済	男性をターゲットにした事業に取り組むなど、他の地域にはない視点での事業も展開されている。HPを頻繁に更新するなど、情報発信に積極的であり、地域施設(会館)の利活用にも積極的である。 ただし、執行部、事務局の高齢化が見受けられ、世代交代をどのように行っていくかが課題。
東小路地域	平成 25 年 3 月 22 日 形成済	基本的な組織運営において、区役所等の十分な支援が必要。執行部、事務局の高齢化が見受けられ、世代交代をどのように行っていくかが課題。
北巽地域	平成 24 年 12 月 1 日 形成済	基本的な組織運営において、区役所等の十分な支援が必要。地域内の日本語学校と一緒に異文化交流フェスタを開催するなど、多文化共生につながる事業を実施している。 事業に若手が参加しているが、そういった人をいかに地域活動の運営側として巻き込んでいくかが地域としての課題である。
巽東地域	平成 25 年 3 月 19 日 形成済	新しい取組みを積極的に実施しており、財政面でもコミュニティ回収をいち早く導入するなど自主財源の確保が進んでいる。 組織運営に関する事務が一部の人に集中しており、事業に若手が参加しているが、そういった人をいかに地域活動の運営側として巻き込んでいくかが地域としての課題である。
巽地域	平成 24 年 11 月 2 日 形成済	安定した組織運営ができており、ブログを活用して適宜情報発信も行っている。 地域カルテの作成にいち早く取り組み、助成金を活用して新たな事業を次々に展開していく、その姿勢は他の地域の見本になるものである。
巽南地域	平成 25 年 1 月 18 日 形成済	安定した組織運営ができており、コロナ禍においても工夫して地域行事を行っている。 組織運営に関する事務が一部の人に集中しているので、組織体制の見直しを含めた担い手の拡充が求められている。

生野区地域活動協議会のブログ等のURL：

<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000213673.html>

(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

積極的に地域等に出向き、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会

計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行う。また、地域の実情に応じて、区役所職員と連携して支援を行うこと。

なお、自律運営にかかる支援については、別紙１－１「地域活動協議会のめざす姿」の実現に向け、別紙１－２「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」を参考とすること。

ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援

豊かな地域コミュニティのさらなる活性化に向け、これまでの大阪らしい「つながり」や「きずな」を礎とし、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりの薄かった人たちに、「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなるさまざまなイベント情報の発信などの働きかけを進め、人と人とが出会いつながる機会づくりの支援を行い、担い手の育成やネットワークの拡大など引き続き支援を行うこと。

特に、生野区においては外国籍住民が多く、その特性を活かした多文化交流等を軸に、つながり作りに関する支援を行うこと。

イ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言等

NPO、市民活動団体、企業等の多様な地域活動主体を対象として、地域の自律運営についての理解が深まるよう普及・啓発を図り、地域活動協議会への参画やネットワークの形成を促すこと。

ウ 自治会・町内会のコミュニティ活動への支援

多くの地域では、自治会・町内会が地域活動協議会において、中心的な役割を担うことから、本事業においても、自治会・町内会の加入促進などを支援すること。

エ 地域課題やニーズに対応した活動に向けた支援

地域課題やニーズに応じた地域活動を行うための支援（地域の実情に応じて、地域の創意形成のための支援、広報の方法や団体間の連携など、事業実施方法の提案）を行うこと。

オ 次世代につなげる地域活性化に向けた取組みへの支援

地域活動協議会が将来の地域のあり方を考え、将来にわたり安定した人口を見込むための地域活性化の方策として、地域への子育て世帯の定住化促進等、住みよい魅力あるまちづくりに取り組めるようコーディネートを行うこと。

カ 自主財源の獲得やNPO等法人化に向けた情報提供や申請等手続きの助言等

(ア) 大阪市市民活動推進基金をはじめ各種基金事業などによる助成金申請のための支援

(イ) 各種民間助成金申請のための支援

(ウ) 市民や企業からの寄附を受けるための支援

(エ) 事業実施における収支改善等のための支援

(オ) その他自主財源獲得のための支援

(カ) 地域活動協議会が特定非営利活動法人、一般社団法人など法人格の取得を希望する場合は、そのための支援を行う。なお、法人格取得後も、自律運営のために必要な支援は継続して実施すること。

キ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言等

(ア) 行政からの委託事業を受託するための支援

国・府・市など行政からの委託、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受託するための支援を行うこと。

(イ) コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスの促進に向けた支援

子育てや高齢者への支援、地域の安全・安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進に向けて、情報提供や、専門相談機関等への連絡・調整などそれぞれのステージにおける支援を行うこと。

ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会間の情報交換や連携・交流を促進するための場を区役所とともに提供すること。

(2) 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言等

若い世代などより幅広い人たちが地域団体の活動に理解を示し、活動に参画できるよう、地域における担い手の拡大・育成を行う。さらに、市民協働・公民協働を担う人材の発掘・人材育成への助言等もあわせて行うこと。

また、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて、以下の支援を行い、特に、基本的な組織運営ができていない地域活動協議会に対しては集中的に支援を行うこと。

ア 会計事務支援

それぞれの地域活動協議会における会計事務遂行に関する課題を把握したうえで、地域活動協議会の会計事務が円滑に行われるよう、地域に寄り添った支援を行うこと。

イ 事業実施支援

事業計画策定、事業実施報告作成及び広報に係る助言等の支援

また、「地域カルテ（地域虎の巻）」を適宜更新し、地域の羅針盤として引き続き活用すること。

ウ 会議の開催支援

各種会議の進行、資料作成に係る助言等の支援

エ 地域の情報発信に係る助言等の支援

ホームページ・ブログ・フェイスブック・ツイッター等、ICTによる広報支援はもちろんのこと、掲示板及び広報紙等による紙媒体の広報についても見直し、アイデア等を提案すること。

また、個々の地域活動協議会の枠を越えて生野区の魅力をPRすることで、地域の活性化がはかられ、それが結果として地域活動協議会の自律強化にもつながることから、生野区全体の広報活動についても実施すること。

オ その他、団体組織運営において必要な支援

- ・DXの活用など、地域活動協議会が効果的に自律的な地域運営を行うための支援
- ・個人情報保護等の制度のアドバイス
- ・会計監査
- ・職員等の雇用等における労務事務に係る支援
- ・税務事務に係る支援等

※支援内容は、地域活動協議会の自律的な運営に必要なものに限り、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

(3) 生野区運営方針等について

「令和5年度以降の市政改革プラン」及び「令和6年度生野区運営方針」における本業務に關係する項目について、区役所と連携し目標達成に向けて取組むこと。

(4) 相談業務

まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に対応するほか、開所時間に相談できない者にできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

(5) その他

ア 業務進捗状況の確認

受託者は、業務の進捗確認のため、月2回程度、区役所職員との打合せを実施すること。打合せ内容については、議事録を残し、両者で共有するものとする。

イ 業務計画書の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するため

に必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出しなければならない。

ウ 業務報告書の提出等

(ア) 日常の報告

まちづくりセンターにおいて、業務責任者は、業務終了日の翌開庁日に（年度末については直ちに）、業務の実施状況を記載した実施報告書（日報）を作成し、区役所に提出し確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

実施報告書（日報）のひな型として（別紙２－１）を示しているが、実績報告書（日報）の様式等については、相談の上、変更することができる。

(イ) 月次の報告

受託者は、翌月５日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（別紙２－２）を作成し、区役所に提出し、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

(ウ) その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

エ 連絡調整会議について

大阪市民政局が開催予定の各区役所と各区役所の受託事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市民政局から、受託者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

オ 調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。

7 本業務における具体的な成果目標

(１) 別紙１－２「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」

形成済の全地域活動協議会について、自律的に実施すべき基本的な事項を全て達成

(２) 本市が実施する利用者アンケート調査

項 目	目標値
まちづくりセンターの支援を受けた団体が、支援に満足している割合	82.1%以上※

※目標値については、令和５年度に実施する地域活動協議会向けアンケートの結果を踏まえ、変更することがある

8 事業者評価等について

令和６年８～９月頃及び令和７年１～３月頃に事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受託者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、期末に実施する事業評価及び検証の結果については公表する。

また、地域活動協議会の構成団体に対して、支援内容のアンケートも実施する予定であるので、アンケート内容や実施方法などを、区役所と受託者とで連携して実施すること。

9 委託期間 令和６年４月１日 ～ 令和７年３月３１日

10 事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和７年３月３１日までに作成し、区役所に提出すること。

11 再委託について

(１) 令和６年度 大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託契約書第１６条第１項

に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

12 その他

- (1) 本業務委託においては、本市HP「区の概要」や「統計情報」を適宜参照すること。
- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (4) 受託者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (5) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (6) 本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (7) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受託者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (9) 契約締結までの間に、区役所及び受託者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (10) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担。）。

活用できる本市事業(一例)

- ① 市民活動総合支援事業（市民局委託事業）
- ② 地域公共人材事業（市民局委託事業）
- その他各種本市職員による出前講座 等

- (11) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

[特記事項]

1. 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うこと。受託者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、生野区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2. 区単位で活動している地域団体にかかる支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約とは別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札指名停止措置要綱による指名停止を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

地域活動協議会のめざす姿

(別紙 1－1)

めざす姿		地域活動協議会の取組	
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	地域課題への取組		
	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	・地域課題やニーズを把握し、地域の将来像の共有が出来ている ・地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている ・話し合いにより補助金が適切に活用されている ・地域活動の進捗に応じ、法人格の取得に向けた取組がなされている ・テーマや必要に応じて、適切な中間支援組織が活用されている	・地域課題やニーズの把握 ・地域の将来像の共有 ・地域課題やニーズに対応するための活動の実施 ・地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討及び取組
	つながりの拡充		
	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	・地域活動に関わりの薄かった住民にとって、つながりの機会となるよう取組が工夫されている ・イベント等への参加の呼びかけがITの活用等により効果的になされている	・地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるように取組に工夫を行い実施 ・取組をさまざまな媒体を活用して周知
	地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている	・地活協を構成する活動主体同士の連携・協働が促進されている ・地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている ・ラウンドテーブルなど、誰でも参加出来る交流の場が創出されている	・地活協がさまざまな活動主体との交流の場に参加し、情報共有 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信
		・地活協の新たな活動の企画検討の場等で「地域公共人材」活用の働きかけがなされている	・地域公共人材バンクを積極的に活用している
	組織運営		
地活協のあり方や求められている準行政機能や総意形成機能について理解され、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	・地活協を構成する活動主体による民主的な話し合いのもとで役員の選任や議事運営などが行われ、地域一体となって組織運営がなされている ・広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されている	・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参画できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信（再掲） ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録 - 等の公表、閲覧	

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）

（別紙1－2）

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
Ⅰ 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができている。 ②地域の将来像の共有ができている。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
Ⅱ つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
		地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。
		地域公共人材の活用	※	
Ⅲ 組織運営	地活協のあり方や求められている準行政機能や総意形成機能について理解され、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等） ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等） ②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている（広報経路（ルート）が広がっている）。

※ 「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組（イメージ）から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

(別紙 2 - 1)

大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託実施報告書（日報）

令和〇年〇月〇日〇曜日 生野区まちづくりセンター業務責任者 〇〇〇〇

校区等地域	支援員等	記 事
生野区〇〇		

特記事項

当日の勤務者及びその勤務時間

□□ □□	〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇		

* 本書は、受託者からの提出書類様式であり、内容は受託者が記載する。

**生野区まちづくりセンター支部
業務実施報告書（月次）
（令和〇年〇月）**

令和〇年〇月〇日
生野区まちづくりセンター支部

業務責任者 〇〇 〇〇

1 活動概要

活動概要を総括的に記載

2 業務体制（令和〇年〇月 1 日現在）

（1）業務体制

アドバイザー兼業務責任者	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇

（2）その他

3 生野区まちづくりセンター支部の活動状況

（1）区民からの相談状況

・相談の形態

	支部において面談	電話	メール	計
件数	10	24	5	39

・相談内容

内容	件数
担い手育成	
事業実施	
連携・協働	
自主財源獲得（助成金申請含む。）	
C B, S B	
会計事務支援	
事業実施支援	
会議の開催支援	
その他団体組織運営	

（２）生野区地域まちづくり課との情報共有等の状況

○月○日 ○時～○時 今後の事業実施計画について打合せ

○月○日 ○時～○時 ○○○・・・について打合せ

（３）まちづくりセンター支部定例会等の開催状況

○月○日 ○時～○時 今後の事業実施計画について打合せ

○月○日 ○時～○時 ○○○・・・について打合せ

（４）研修等の参加状況

○月○日 ○○局主催研修に参加（AD1名、支援員2名）

○月○日 ○○局主催研修に参加（支援員2名）

○月○日 まちづくりセンター主催研修に参加（AD1名、支援員2名）

○月○日 NPOレベルアップ講座 受講（支援員1名）

（５）その他

4 地域活動協議会の運営支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】	
〇〇地域	〇月〇日（〇） 〇時～〇時 〇〇補助金申請に係る支援
〇〇地域	

5 地域課題調査等の実施状況

手法及び調査内容について、生野区地域まちづくり課と打合せ
抽出率算出検討

6 当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

7 今後に向けて

8 出勤状況(任意)

○月		出勤状況					
		アドバイザー	地域まちづくり支援員				
		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						

- ・ 使いやすいよう、適宜アレンジしてください。
- ・ (任意) とある項目は、任意記載項目です。
- ・ 斜体文字は記載例です。
- ・ 提出は、受託者名あるいは業務責任者名のどちらでも可。
- ・ 別途、表紙をつけていただいても結構です。